

令和4年度第4回岡谷市地域公共交通活性化協議会会議録

日 時 令和5年3月27日(月)
午後1時30分～2時30分
場 所 岡谷市役所6階 603会議室

【次 第】

○開 会

○会長あいさつ

○協 議 事 項

(1) 岡谷市地域公共交通計画 調査報告書について 【資料1】

(2) 岡谷市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正(案)について 【資料2】

(3) 令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について 【資料3】

(4) 令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会予算(案)について 【資料4】

(5) 岡谷市地域公共交通計画策定支援業務仕様書(案)について

(6) 岡谷市地域公共交通計画策定支援業務の契約方法について

(7) その他

○そ の 他

○閉会

【出席者】

出席委員

アルピコ交通株式会社 網野委員、ジェイアールバス関東株式会社 吉田委員、アルピコタクシー株式会社 矢島委員、諏訪交通株式会社 山谷委員、東日本旅客鉄道株式会社 有賀委員、岡谷市福祉有償運送運営協議会 中村委員、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 高桑委員(代理)、長野県諏訪建設事務所 宮本委員、岡谷市建設水道部 野田委員(代理)、岡谷警察署 竹内委員、岡谷市区長会 竹澤委員、岡谷市高齢者クラブ 連合会 熊谷委員、岡谷市消費者の会 宮坂委員、岡谷市民代表 板花委員、長野県諏訪地域振興局 山川委員(代理)、岡谷市産業振興部 木下委員 計16人

欠席：岡谷商工会議所 山岸委員、国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局 高澤委員
計2人

事務局

健康福祉部社会福祉課、企画政策部企画課、産業振興部商業観光課 計10人

<会議録>

【事務局長】

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。通常ですと、会議に先立ち岡谷市民憲章の唱和をいたしますが、感染予防のため、担当が全文を読みますので着席のまま黙読をお願いいたします。次第の裏面に、憲章文がございますのでご覧ください。

(市民憲章)

ありがとうございました。

○開 会

【事務局長】

ただいまから、令和4年度第4回岡谷市地域公共交通活性化協議会を開催いたします。

本日の議事に入るまでの間、司会進行をいたします、事務局長の今井と申します。よろしくお願いいたします。

本日、岡谷商工会議所の山岸委員、北陸信越運輸局の高澤委員が欠席、関東地方整備局の関口委員につきましては、代理出席となっております。

なお、本会議は過半数以上の出席がありましたので、規約第7条第2項により成立していることを報告させていただきます。

○会長あいさつ

【事務局長】

続きまして、本協議会の会長であります、木下産業振興部長よりあいさつを申し上げます。

【会長】

皆様こんにちは。年度末の大変お忙しい中、令和4年度第4回岡谷市地域公共交通活性化協議会にご臨席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、今年度実施してまいりました調査業務に関する報告のほか、令和5年度の事業計画や予算、また令和5年度に実施します計画策定業務に関する事項につきまして、皆様にご協議をお願いするものであります。

委員の皆様には、市民に親しまれ、利用していただける持続可能な公共交通の実現に向け、引き続きお力添えをいただきますよう改めてお願い申し上げます。

簡単ではありますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局長】

ありがとうございました。

次に、この3月の人事異動によりまして任期中に委員の交代がありました方に自己紹介をお願いいたします。お手元にお配りしてあります「委員名簿」をご参照ください。岡谷警察署交通課長の竹内悟様、よろしくをお願いいたします。

【竹内委員】

皆様お疲れ様でございます。岡谷警察署の交通課長の竹内と申します。よろしくをお願いいたします。この3月に着任をしたばかりで、まだ右も左もわかっていない、ふわふわした状態ではありますが、皆様方と協力して良い岡谷市にしていきたいと考えておりますので、どうぞ皆様よろしくをお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

○協議事項

【事務局長】

これより協議事項に入ります。協議事項は、規約第7条により会長が進行することとなっております。木下会長、議事進行をお願いいたします。

【会長】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、効率的に会議を進め、短時間で終了したいと考えておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。それでは、早速、議事に入りたいと思います。

(1) 岡谷市地域公共交通計画 調査報告書について

【会長】

まず、岡谷市地域公共交通計画 調査報告書について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（商業観光課）】

事務局の商業観光課秋山です。

2月15日第3回協議会の際、調査報告書の概要版にてご説明させていただきましたが調査報告書がまとまりましたので、ご報告させていただきます。主要な部分については概要版にてご説明させていただいておりますので概要版で触れなかった部分の補足部分を中心に、受託会社であります株式会社地域総合計画さんからご説明させていただきますので、

お聞き取りいただきますようよろしくお願いいたします。

【株式会社地域総合計画】

(資料 1 に基づいて説明)

【会長】

ただいま岡谷市地域公共交通計画の調査報告書について説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

→質問なし

【会長】

それでは、岡谷市地域公共交通計画調査報告書について本協議会において業務を完了したということによろしいでしょうか。

→異議なし

【会長】

ご異議がないとのことですので、本業務の完了を確認したことといたします。

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

【事務局】

本調査報告書については、この後説明があります新年度で行います計画策定における基礎的な資料となりますので、次回以降の会議の際はお持ちいただきますようお願いいたします。また、所属団体の人事異動等によりまして、委員が変更となる場合には、引継ぎいただきますよう併せてお願いいたします。

本日ご説明いただきました株式会社地域総合計画様におかれましては、大変ありがとうございました。地域総合計画様にはここでご退席をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

→(株)地域総合計画 退席

(2) 岡谷市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正 (案) について

【会長】

それでは、岡谷市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正案について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料 2 に基づいて説明)

【会長】

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございますでしょうか。

→質問なし

それでは、事務局から説明がありました改正案についてご承認いただけるということで、改正を実施する方向で進めさせていただきます。

(3) 令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について

(4) 令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会予算(案)について

【会長】

次に、令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)、令和5年度岡谷市地域公共交通活性化協議会予算(案)について、事務局にて一括説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料3・資料4に基づいて説明)

【会長】

ただいま令和5年度の事業計画(案)、予算(案)について事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

→質問なし

それでは、異議がないということですので、令和5年度事業計画、令和5年度予算については、原案の通り決定をさせていただきます。

(5) 岡谷市地域公共交通計画策定支援業務仕様書(案)について

(6) 岡谷市地域公共交通計画策定支援業務の契約方法について

【会長】

それでは、岡谷市地域公共交通計画策定支援業務仕様書(案)、岡谷市地域公共交通計画策定支援業務の契約方法について、事務局にて一括説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料に基づいて説明)

【会長】

ただいま、業務仕様書及び契約の方法等について説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

→質問なし

それでは、特にご意見ご異議等ございませんので、岡谷市地域公共交通計画策定支援業務仕様書（案）及び本業務の契約方法につきまして了承とさせていただきます。

(7) その他

【会長】

その他といたしまして、委員の皆様からご意見等ございますか。

→なし

事務局からは何かございますか。

→なし

慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。協議事項が終了いたしましたので進行を事務局にお返ししたいと思います。

○その他

【事務局】

その他といたしまして、全体を通じて委員の皆様から何かございますか。

→なし

それでは、事務局から3点お願いいたします。

【社会福祉課】

社会福祉課、林と申します。岡谷市議会定例会で「岡谷市福祉タクシー運行利用条例」を一部改正しましたので、改正の概要について説明させていただきます。

改正内容は、タクシー利用券の払戻し期限を設定したものであります。現在、福祉タクシーは1回300円の10回分である1枚3,000円の利用券について、死亡等を理由とする未使用分の払戻しを行っておりますが、期限等の設定はないため、中には20年以上経過した利用券を提示される方や、購入したまま未使用で保管されていた利用券をまとめて高額返金をされる事例もあり、事務執行のうえで一定のルールづくりが必要となっていたことから、ここで払戻し可能な期間を「購入した日から3年以内とする」と規定したものであります。この条例は、令和5年4月1日から施行されます。

また、改正前に購入した利用券につきましては、所要の経過措置を規定し、払戻し可能な期間を「施行日から3年以内」すなわち令和8年3月31日までとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、引き続き福祉タクシーの円滑な運営にご理解、ご協力をお

願いいたします。

【商業観光課】

商業観光課の坂本です。私からは2点ご連絡をさせていただきます。

1点目につきましては、特段資料等はありませんのでこのままお聞き取りいただければと思います。令和5年度より新規事業として、シルキーバス利用促進事業を実施いたします。内容といたしましては、本市の環境課におきまして、市内の事業者様を対象に岡谷市エコドライブ推進事業所の登録を進めております。エコドライブ推進事業所とは、エコドライブの普及協議会が策定したエコドライブの進めへの取り組みや、事業所におきまして定期的なノーマイカー通勤デーを設けるなど、そういったことをやりますと宣言した事業所のことを指しております。このエコドライブ推進事業所に登録されました事業者様には、ご希望に応じて、シルキーバスの回数券を差し上げるような事業となっております。事業所でのノーマイカー通勤デーにシルキーバスを利用していただいで通勤をしていただき、今までシルキーバスを利用されてこなかった方にもバスをなるべく使っていただく機会を増やすということで、継続してシルキーバスの利用に繋がるのではないかとということで、令和5年度、新規で実施するものでございます。

2点目につきましては、委員の皆様にお配りしました資料の最後に、岡谷市地域公共交通活性化協議会委員の推薦についてというご通知を委員の皆様にお配りしております。新年度を迎えるにあたりまして、皆様の団体等で人事異動、役員交代等、あるかと思っておりますので、ここで委員の変更がある場合は、お手数ですが、4月7日までに変更についてのご連絡をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【事務局】

それでは、事務局から3点ご報告をさせていただきましたこの点につきまして、何かご質問等ございますか。

→質問なし

○閉会

ご審議ありがとうございました。これからの予定につきましては、事業計画でご説明いたしましたスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますが、事務手続きの都合上、多少前後することも考えられますので、予めご了承ください。また、本日ご協議いただきました業務仕様書につきましては、修正が必要な場合には事務局にて対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今後の会議につきましては、資料等の準備ができましたら、その都度、協議会のご案内をさせていただきます。

なお幹線系統補助金やフィーダー系統補助金等についての審議会は、通常通り開催する予定でありますので、あわせてご承知おきください。

以上をもちまして、令和 4 年度第 4 回岡谷市地域公共交通活性化協議会を終了いたします。